日本遺伝看護学会誌投稿規程

- 1. 投稿者の資格
- 1) 投稿者は、第一著者が本会の会員であること。
- 2) 編集委員会から依頼されたもの、あるいは適当と認めたもの。
- 2. 原稿の種類・内容
- 1) 原稿の種類は、原著、総説、研究報告、実践報告、資料、その他であり、著者は原稿にその何れかを明記する。その基準は以下のとおりとする。

【原著】研究としての独創性や意義が認められ、研究目的、方法、結果、考察など論文としての形式が整って いるものであること

【総説】ある特定のテーマに関してひとつ又はそれ以上の学問分野における知見を幅広く概観したものであること

【研究報告】内容的に原著もしくは総説には及ばないが、ある研究の方向性が示され研究成果の意義が大きい と認められるもの

【資料】調査結果などを、特に仮説検証の意義をもたずに示したものであること

【実践報告】ケースレポートやフィールドレポートなど看護実践や医療上の問題などを報告するものであること

【その他】編集委員会が適当と認めたものであること

- 2) 原稿の内容は、遺伝看護に関するもので、他の出版物に投稿されていないものに限る。また重複投稿は禁止する。
- 3.倫理的配慮

遺伝看護の倫理に基づき、研究対象や方法に関して倫理的配慮が十分なされたものであること。

- 4.原稿の受付および採否
- 1) 原稿の到着日を受付日とする。
- 2) 投稿原稿の採否は査読を経て編集委員会が決定する。
- 3) 編集委員会の判定により、原稿の修正および原稿の種類の変更を著者に求めることがある。
- 5.原稿執筆の要領
- 1) 原稿は原則として電子ファイルとする。
- 2) 原稿の書式はA4版、横書きとし、1ページ35字×28行とし、15枚を限度とする。
- 3) 文字は、日本語:全角、英数字:半角とし、新かなづかいとする。
- 4) 原稿には表紙をつけ、上部に希望する原稿の種類を朱書きする。上半分に和文、下半分に英文で表題、著者名、所属機関名を記し、その下に、著者の中でコンタクトできる人の所属機関住所、メールアドレスと電話・FAX番号を記す。
- 5) 電子メールの場合は、添付ファイルで送信する。郵送の場合は、原本1部と電子化した原稿を編集委員会宛に送付する。
- 6) 総説、原著、研究報告の場合には600~800字前後の和文抄録をつけ、その下に3~5つの和文および英文のキーワードを付す。原著希望の場合のみ、別ページに300~500wordsの英文抄録をつける。英文抄録はnative checkを受ける。

7) 本文は「はじめに」から書き出し、概ね以下のような体裁に準じる。

Iはじめに

Ⅱ研究目的

Ⅲ方法

1. • • •

1) • • •

Ⅳ結果

Ⅴ考察

Ⅵまとめ

文献

8) 図表は、本文の欄外に挿入箇所をわかるように示し、1ページに1個の図表を論文末に付ける。

図は、番号とタイトルおよび説明分を図の下につけ、表は番号とタイトルを表の上に、説明文の必要な場合は 表の下につける。

9) 文献は、文中の引用箇所に括弧付きで第一著者名(姓)および発行年次を表示し、文末の文献欄に著者のアルファベット順に並べ、次の例を参照して列記する。著者が同じ文献の場合は年代の古い方から列記する。

雑誌:

著者(発行年)論文タイトル.雑誌名.巻(号),頁-頁.

- (例) 溝口満子,横山寛子,和田恵子,守田美奈子,安藤広子(2000)看護職の遺伝に関する卒後教育の必要性. 日本看護教育学会誌. 10(1), 1-9.
- (例) Skirton H, O'Connor A, Humphreys A (2012)Nurses' competence in genetics: a mixed method systematic review. Journal of Advanced Nursing. 68(11),2387-2398

*著者名は6名までとし、それ以下は、他、et al.として略す。

書籍中にある章:

著者,論文タイトル. 編者名 (発行年) 書籍のタイトル. 頁-頁. 出版社.

(例) 有森直子,遺伝医療のなかでの看護の役割.安藤広子,塚原正人,溝口満子編(2002)

遺伝看護. 24-26. 医歯薬出版.

翻訳書:

原著者名(原書の発行年)/訳者名又は監訳者名(翻訳書の発行年)書籍のタイトル. 頁-頁.出版社.

(例) Lea D H, Jenkins J F, Francomano C A (1999) /清水淑子監修(2001)遺伝看護の実践. 67-68.日本看護協会出版会.

電子文献:

作成者名. 該当データ名. バージョン (発行年) URL (参照日)

日本医学会. 医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン (2011)

http://jams.med.or.jp/guideline/genetics-diagnosis.pdf(2015年6月参照)

6.原稿採択後の手続き

1) 採択の通知を受けた後、著者は速やかに修正原稿を事務局に送付する。修正原稿(図表を含む)は、WORD、

EXCELで電子化したものをメール添付で送信する。

2) 著者校正は1回までとし、校正時の大幅な追加、修正は原則として認めない。

7.著作権

著作権は本会に帰属する。掲載後は本会の承諾なしに他への掲載はできない。

- 8.著者の費用負担
- 1) 本誌への掲載は無料とする。
- 2) 別刷り料は、すべて著者負担とする。
- 3) 図表、写真など特別な印刷費用が必要な場合は著者負担とする。

附則

- この規程は、2002年9月28日から施行する。
- この規程の改正は、2005年9月16日から施行する。
- この規程の改正は、2006年9月10日から施行する。
- この規程の改正は、2007年9月22日から施行する。
- この規程の改正は、2010年10月2日から施行する。
- この規程の改正は、2013年9月15日から施行する。
- この規程の改正は、2013年12月14日から施行する。
- この規程の改正は、2014年5月13日から施行する。
- この規程の改正は、2015年8月30日から施行する。